

ロシア連邦大統領令

いくつかのロシア連邦大統領令の適用について

いくつかのロシア連邦大統領令の適用について、以下を決定する：

1. 以下を定める：

a) 2022年2月28日付ロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」の第3項に定める禁止措置は、アジアインフラ投資銀行、国際経済協力銀行、国際投資銀行、新開発銀行、ロシア・キルギス開発基金には適用されない；

b) 2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」に定める取引（オペレーション）の実施（履行）手順は、アジアインフラ投資銀行、国際経済協力銀行、国際投資銀行、新開発銀行との取引（オペレーション）には適用されない；

c) 2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」に定める債務履行手順は、アジアインフラ投資銀行、国際経済協力銀行、国際投資銀行、新開発銀行、ロシア・キルギス開発基金に対する債務には、同大統領令第1項に掲げる外国債権者が2022年3月1日以降にこれらの組織にその債権を譲渡したことにより生じた債務を除き、適用されない；

d) 2022年3月18日付ロシア連邦大統領令第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」の第1項「b」号第2段落および「c」号第2段落に示すオペレーションの限度額を定めるロシア連邦中央銀行理事会による決定は、国際投資銀行が行う当該オペレーションには適用されない；

e) 2022年3月18日付ロシア連邦大統領令第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」の第1項「b」号第3段落および同第1項「c」号第3段落に示すオペレーションの限度額を定めるロシア連邦中央銀行理事会による決定は、アジアインフラ投資銀行、国際経済協力銀行、新開発銀行、ロシア・キルギス開発基金が行う当該オペレーションには適用されない；

f) 2022年3月18日付ロシア連邦大統領令第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」の第1項「d」号に示すオペレーションの限度額を定めるロシア連邦中央銀行理事会による決定は、アジアインフラ投資銀行、国際経済協力銀行、国際投資銀行、新開発銀行、ロシア・キルギス開発基金が行う当該オペレーションには適用されない；

g) 2022年5月4日付ロシア連邦大統領令第254号「特定の外国債権者に対する企業間の財政的義務の暫定的な履行手順について」の第6項の規定は、アジアインフラ投資銀行、国際経済協力銀行、国際投資銀行、新開発銀行、ロシア・キルギス開発基金に対する債務の履行には適用されない。

2. ロシア連邦財務省に、本大統領令の適用に関する問題について公式の説明を権限を与える。

3. 本大統領令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年10月15日

第738号